三春町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

令和２年１０月

三春町保健福祉課

　この基本方針は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第１１５条の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第７８条の２第４項第４号及び法第１１５条の１２第２項第４号に規定する市町村の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、地域密着型サービス等の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

１　同意を求める際の基準

　　三春町を保険者とする被保険者が町外に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用を希望するときは、地域密着型サービス等の利用に係る申立書（別紙様式）の提出を求め、次に掲げる基準に適合するかを精査し、適合するときは指定の手続きを行うものとする。

　（１）当該事業所に空きがあり、受け入れが可能であること。

　（２）当該事業所が所在する市町村長の同意があること。

　（３）以下の理由により当該事業所を利用することに、やむを得ない状況であること。

　　　ア　本町に同種のサービスが存在しない

　　　イ　虐待からの避難等

　　　ウ　その他、住所地の地域密着型サービス等の利用について、ア及びイと同程度の困難性

が認められる

２　同意を行う際の基準

　　三春町以外の市町村長から町内に所在する事業所の利用のため、指定の同意を求められたときは、地域密着型サービス等の利用に係る申立書（別紙様式）の提出を求め、次に掲げる基準に適合するかを精査し、適合するときは同意を行うこととする。ただし、当該地域密着型サービス等の利用が必要と認められる特別の事情がある場合は、個別に判断を行いこととする。

（１）当該事業所が以下の要件を満たすこと

　　　ア　利用等を希望している既存の待機者がいないまたは既存の待機者よりも利用等の必要性が高いこと

　　　イ　利用等希望者を含め、本町の介護保険被保険者でない者の割合が事業所の契約者または定員の２割以下（住所地特例対象者を除き、みなし指定による者を含む。）であること

　（２）利用等希望者が、以下の理由により住所地の地域密着型サービスを利用することが不可能または著しく困難な状況であること

　　　ア　住所地に同種のサービスが存在しない

　　　イ　虐待からの避難等

ウ　その他、住所地の地域密着型サービス等の利用について、ア及びイと同程度の困難性

が認められる

３　他市町村から転入した者による町内地域密着型サービスの利用

　　他市町村から転入した者による本町の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所の入居等については、転入後１ヵ月を経過した者に限るとする。ただし、当該サービスの利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、前段の規定によらず個別に判断を行うこととする。